

2 退職金支給要件である掛金納付月数の緩和

● 部会の共通認識（中立的意見）

○ 現行制度の考え方・趣旨

- ・ 特退は、業界退職金共済制度をねらいとするものであり、従業員がその業種で従事する期間が一般中退における一企業での勤続期間より長いと考えられることから、不支給期間を長期間とするとともに、これによる差額を長期勤続者に振り向けてきたところ。

○ 累積剰余金の多寡とは切り離して検討を行うこと

- ・ 勤続期間が短かったことにより退職金として支給されなかった額については、長期勤続者の退職金を手厚くするための原資に充てられている以上、掛金納付月数の緩和については、剰余金の多寡とは切り離して検討を行うべき。

● 賛成意見

○ 退職金の性格から

- ・ 退職金を賃金の後払いであると捉えれば、働いた分を確実に支給するべく、不支給期間を短縮すべき。

○ 退職金制度の魅力向上

- ・ 掛金納付月数を短縮し、入口を広くすることが制度の魅力を増し、加入者の増加に寄与する。

○ 手帳の更新により長期間を要していること

- ・ 手帳の更新に18ヶ月以上を要していることから、証紙の貼付枚数より多くの日数就労している可能性。それを加味すれば、24ヶ月未満の勤続者にも退職金を支給するべき。

● 反対意見

○ 制度の考え方・趣旨

- ・ 特退は、業界退職金ともいえるべき制度であり、一時的に就労したにすぎない労働者に給付することは適当でない。

- ・ 建設業の期間労働者には、就労当初から短期間で建設業界を離れることを想定している者が少なくない。そのような者に退職金を給付することは適当でない。